

## 主な指導事例（平成26年12月）

## ○ 買ったたき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）

業種	概要
農業	農業生産法人Aは、農作業を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
建設業	B社は、内装工事等の現場管理業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後の委託代金について、消費税率の引上げ分を上乗せすることなく据え置いていた。また、消費税率の引上げ分を上乗せした事業者に対しては、上乗せにより生じた千円未満の端数を切り捨てていた。
小売業	大規模小売事業者であるC社は、自社で販売する衣料品等のデザインの作成業務及びイベント実施に係る業務を委託する事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
道路貨物運送業	D社は、物品の運送業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後の委託代金について、消費税率の引上げ分を全て上乗せすることなく、その半分（1.5%）を上乗せして定めていた。
建設業	E社は、建設工事を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税分を消費税率5%として計算することにより、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
学校教育業	学校法人Fは、運営する講座を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。